

租税条約において村・県民税を直接対象としていない外国政府職員、教授
留学生等に係る平成_____年度の村・県民税免除に関する届出書

平成 年 月 日

榛 東 村 長 様

昭和40年6月10日自治府第62号各都道府県総務部長あて自治省税務局長通達に基づき、次のとおり届け出ます。

所得税については、日本国と_____との間の租税条約第__条第__項により、租税条約に関する届出書を平成_____年_____月_____日に税務署に提出して免除を受けています。

村・県民税 (住民税)の 免除を受ける者	氏 名			
	住所(居所)			
	生年月日	年 月 日 (歳)		
	国 籍		入国年月日	平成 年 月 日
	在留資格			
	在留期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
	入国前の住所			
在籍する学校、 訓練を受ける 事業所等	名 称			
	所 在 地			
非課税となる べき所得	支払者名称			
	支払者所在地			
	支払方法			
	所得の種類		金 額	
納 税 管 理 人 (届出している場合)	氏 名			
	住 所			
その他参考となるべき事項				

※添付書類

- ・源泉徴収義務者が税務署長へ提出した租税条約に関する届出書(税務署の受付印があるもの)
- ・在学証明書(学生の場合)
- ・事業等の修習者であることを証する書類(事業等の修習者である場合)
- ・交付金等の受領者であることを証する書類(交付金の受領者である場合)
- ・雇用契約等の契約書(雇用契約等を締結している場合)